

ISSN 1349-5526

人間科学研究

Studies of Human Science

Vol. 17



北見工業大学

March 2024



人間科学研究

Studies of Human Science

Vol. 17

March 2024

北見工業大学

Kitami Institute of Technology

Koen-Cho, Kitami-Shi
Hokkaido, Japan

目 次

(論 文)

État actuel et enjeux des relations économiques franco-japonaises

..... 本間 圭一 1

英語の現在完了形に関する一考察
ーその英語教育への応用ー

..... 伊関 敏之 26

北見工業大学論文集「人間科学研究」に関する内規

(令和5年6月6日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、北見工業大学（以下「本学」という。）において刊行する論文集「人間科学研究」（以下「論文集」という。）に関し必要な事項を定める。

(編集及び刊行)

第2条 論文集の編集及び刊行は、学術情報委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 論文集の刊行は年1回とし、北見工業大学学術機関リポジトリに登録し、インターネットで公開するものとする。

(内容)

第3条 論文集の内容は、投稿論文、依頼論文、書評、ノート、資料等とし、委員会が投稿論文、依頼論文、その他に区分する。

(投稿資格)

第4条 論文集に投稿できる者は、本学教員及び委員会が認めた者とする。

(筆頭著者)

第5条 論文集に投稿できる論文は、単著又は投稿者が筆頭著者である共著とする。

(投稿基準)

第6条 投稿論文は未発表のものとする。ただし、既に口頭で発表し、その旨を明記してある場合は審査の対象とする。

(投稿論文の作成及び投稿)

第7条 投稿論文は、別に定める投稿要領に基づき作成するものとする。

2 投稿論文は、委員会へ提出するものとする。

(掲載の可否)

第8条 投稿論文の掲載可否は、委員会が依頼する学外者の査読の結果を踏まえ、委員会が決定する。

2 投稿論文以外の掲載可否は、委員会が依頼する審査会の審査の結果を踏まえ、委員会が決定する。

(校正)

第9条 投稿論文の校正は、査読後を含め2校までとする。なお、2校目は植字の誤りとどめ、内容に関する訂正加筆は認めない。

(経費)

第10条 投稿論文の経費は、受益者負担とする。

(著作権)

第11条 論文集に掲載された著作物の著作権は、委員会に帰属する。なお、委員会は投稿論文を電子化し、学内外に公開することができる。

2 掲載論文等の執筆者は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の提供を受ける者から料金を受けない場合には、自著の掲載論文等を委員会の許諾なしに複製し、印刷媒体・電子媒体等で配布・公開することができる。その場合は、論文集の誌名、巻号、発行年等の出典及び著作権者名を明記すること。

3 掲載論文等の執筆者は、自著の掲載論文等の全部又は一部を原文のまま又は一部改変し

て他の著作物に転載することができる。その場合は、論文集の誌名、巻号、発行年等の出典及び著作権者名を明記すると共に事前に文書で委員会に届け出ること。

(事務)

第12条 論文集の編集発行に関する事務は、情報図書課が行う。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、論文集に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和5年6月6日から施行する。
- 2 北見工業大学論文集「人間科学研究」投稿等に関する内規(平成16年6月24日制定)は、廃止する。

論文集「人間科学研究」査読要領

制 定 平成16年8月3日

一部改正 平成27年7月22日

人間科学研究編集委員会

一部改正 令和 5年 6月 6日

学 術 情 報 委 員 会

当委員会は投稿論文の掲載審査を2名の査読者の判定を基に行ないます。査読者にはフルペーパー査読を依頼し、掲載可否の判定と講評を提出していただき、当委員会の判断資料とします。また、査読者は、論理的・記述的曖昧さをなくすために、表現等の修正を「修正意見」として提出していただきます。

掲載可否の判定は、「掲載可」、「修正後、掲載可（再査読なし）」、「要修正（再査読あり）」又は「掲載不可」で表現していただきます。なお、その判定に至った理由を別紙「人間科学研究 論文査読票」により提出していただきます。

査読の方法

評 価

査読に当たり、投稿論文がその分野において、いかなる位置づけにあるか、新たな観点から考察された内容を含んでいるか、等の点について以下の項目に照らして客観的に評価してください。

- 1 新規性：内容が既知のことから容易に導き得るものではないこと。
 - a) 主題，内容，手法に独創性がある
 - b) 学界，社会に重要な問題を提起している
 - c) 時宜を得た主題に関して，新しい知見と見解を提示している
- 2 完成度：内容が読者に理解できるように簡潔，明瞭，かつ平易に記述されていること。
この場合，次のような点についても評価してください。
 - a) 全体の構成が適切である
 - b) 目的と結果が明確である
 - c) 既往の研究との関連性が明確である
 - d) 文章表現は適切である
 - e) 全体的に冗長になっていないか
- 3 信頼度：内容に重大な誤りがなく，また，読者から見て信用のおけるものであること。
 - a) 重要な文献がもれなく引用され，公平に評価されているか
 - b) 従来からの研究成果との比較や評価がなされ，適正な結論が導かれているか

判 定

論文掲載の最終判断は、編集委員会において行ないますが、査読論文が水準以上であれば「掲載可」，「修正後、掲載可（再査読なし）」又は「要修正（再査読あり）」とし、掲載するほどの内容を含まないと考える場合、および掲載すべきではない場合は「掲載不可」としてご下さい。なお、「掲載不可」とする場合は、以下の項目で該当するものを選び査読票に示すと共に理由を具体的に記述してご下さい。

I 誤り

- a) 理論又は考えのプロセスに客観的・本質的な誤りがある
- b) 資料整理に誤りがある
- c) 明らかに不相応な理論を当てはめて論文が構成されている
- d) 都合のよい資料・文献のみを利用して議論が進められ、明らかに公正でない記述により論文が構成されている
- e) 修正を要する根本的な指摘事項をあまりにも多く含んでいる

II 既発表

- a) 明らかに既発表とみなされる
- b) 独立した論文と認めがたい
- c) 他人の研究成果をあたかも本人のもののごとく記述して論文が構成されている

III レベルが低い

- a) 通説が述べられているだけで、新しい知見がまったくない
- b) 多少の有用な資料は含んでいても論文にするほどの価値がまったく見あたらない
- c) 論文にするには明らかに研究がその水準まで進展していない
- d) 着想が悪く、当然の結果しか得られていない
- e) 研究内容が単に他の分野で行なわれている方法の模倣で、まったく意味を持たない

修正意見

学術情報委員会は修正意見を著者に伝え、その回答により掲載の判定を行ないます。また再査読が必要と判断された場合は再査読を依頼致します。

学術情報委員会

委員長	図書館長	榮坂俊雄	
委員	教授	升井洋志	情報処理センター長
〃	准教授	楊亮亮	機械電気系
〃	准教授	崔希燮	社会環境系
〃	准教授	川村武	情報通信系
〃	教授	川村みどり	応用化学系
〃	教授	澤田宙広	基礎教育系

令和6年3月発行
編集兼発行者

北見工業大学
〒090-8507 北見市公園町165番地
